令和5年度版

竹原市特定空家等及び不良空き家

除却支援事業　募集要項

竹原市都市整備課住宅建築係

１　事業の概要

老朽化して倒壊や一部崩落のおそれのある危険な空き家の除却を促進し，市民の安心・安全な住環境の形成を図るため，市内に所存する特定空家等及び不良空き家の解体工事に要する経費の一部を予算の範囲内において補助します。

２　事業の内容

（１）事業の要件

次の①～③のすべての要件に該当すること

①補助対象空き家

〇１戸建ての住宅，併用住宅（住宅のうち，居住の用に供さない部分を有する建築物で延べ面積の２分の１以上を住宅の用に供するものに限る。）のうち，居住の用に供されなくなった日から１か年以上経過した建築物であること

〇特定空家等又は不良空き家（市が危険な建物と認定した建物）

　　　※不良空き家に該当するかは，事前調査申込が必要です。

②補助対象者

次のすべての要件を満たす者

〇ア又はイのいずれかに該当する者

ア　対象空き家の所有者又はその相続人（財産管理人等を含む）

イ　対象空き家の除却について，所有者等から同意を得た人

〇世帯全員が竹原市に納めるべき市民税等の滞納がない者

〇世帯全員が暴力団員等でない者

〇対象空き家が複数人の共有又は相続財産である場合は，共有者全員又は相続人全員から除却について，同意が得られた者

〇対象空き家に所有権以外の権利が設定されている場合は，その権利を有する者の全員の同意が得られた者

〇補助金の交付要件を満たすため，対象空き家を故意に破損させていない者

※空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく命令が行われた空き家を除却する者は除く。

※法人が所有する空き家である場合で,当該空き家の土地所有者，隣地所有者等の利害関係人以外の者は除く。

③補助対象工事

空き家の除却，除却に係る廃材等の運搬及び処分で次の要件のいずれにも該当すること

〇市内に事業所があり，建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく建築工事業，土木工事業若しくは解体工事業の許可を受けている又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づく都道県知事による登録を受けている業者が，除却工事を請け負い施工するものであること。

〇交付の決定の日以後に除却工事に着手し，令和６年２月末日までに実績報告するものであること

〇補助対象費用の額が１００，０００円以上のものであること

（２）補助対象となる上限額及び補助率について

①補助上限額

300千円

②補助率

補助対象費用の1/3以内

（３）補助対象期間

交付決定後　～　令和６年2月2９日（木）

この期間内に工事着手→工事完了→工事代金の支払い→完了実績報告まで行うものが補助対象となります。

（4）補助対象とならない工事について

次に該当する工事等は補助対象となりません。

○国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等における１㎡当たりの除却工事費の上限額（R5年度　木造31,000円　非木造44,000円）を超える工事

〇空き家の一部のみを除却する工事

〇空き家に附属する地下埋設物を除却する工事（補助対象空き家の基礎を除く。）

〇営利事業を行う者が，当該事業のために行う工事（営利事業を行う法人の役員が申請者になる場合を含む。）。ただし，特定空家等を除去する工事は除く。

〇他の制度による補助金等の交付を受けた工事

〇公共事業による移転等の補償対象の工事

〇消費税及び地方消費税

〇その他市長が補助金の交付の対象として適当でないと認めるもの

３　事業実施の方法

（１）事前調査申込（特定空家等に該当しない場合）※申し込みは，随時受付しています

不良空き家（市が危険な建物と認定した建物）に該当するか否か判断する必要がありますので，交付申請の前に次の書類を窓口に提出してください。

【提出書類】

事前調査申込書（様式第1号）

添付書類

・位置図，配置図

・現況写真

・土地，建物の登記全部事項証明書又は固定資産課税台帳の写し

（2）交付申請　※先着順（予算の範囲内）

この補助を受けようとする者は，受付期間内に次の書類を窓口に提出してください。

※申請者は補助対象者となります。施工者が申請者となることはありません。

受付期間　令和５年５月１７日（水）～ 令和５年１１月30日（木）

※受付期間内であっても，申込者多数の場合や予算を超過した場合は早期に受付を終了することがあります。

　　【提出書類】

交付申請書（様式第3号）※着手する20日前までに提出してください。

添付書類

・見積書の写し（内訳書を添付すること。一式では受付出来ません。）

・事前調査結果報告書の写し（不良空き家の場合）

・住民票（世帯全員分）

・滞納がない証明（世帯全員分）

・確約書

・その他市長が必要と認めるもの

（3）交付決定

　内容を審査した上で，交付を決定します。交付決定を受けた後に着手してください。

※通知前に工事着手した場合は，補助金を交付できません。

（4）変更交付申請

補助決定者は，事業の内容を変更する時は変更に係る工事の着手前に，次の書類を窓口に提出してください。

【提出種類】

変更交付申請書（様式第5号）

添付書類

・変更後の見積書の写し（内訳書を添付すること。一式では受付出来ません。）

・変更工事予定箇所の写真及び図面

（5）変更交付決定

　内容を審査し，適正に実施してあることを確認し，変更交付を決定します。ただし，交付決定した補助金の額を超えることはできません。

（6）交付申請の取下げ

補助決定者は，交付申請を取下げる時は次の提出書類を窓口に提出してください。

【提出書類】

申請取下届（様式第7号）

（7）完了実績報告

補助決定者は，工事完了した時は次の提出書類を窓口に提出してください。

【提出書類】

実績報告書（様式第8号）

添付書類

・領収書の写し

・請求書の写し（内訳書を含む）

・完了後の写真

・その他市長が必要と認めるもの

（8）交付確定

内容を審査し，適正に実施してあることを確認し，交付確定をします。

（９）補助金の請求

　　補助決定者は，次の提出書類を窓口に提出してください。

※補助金確定通知書を受け取った日の翌日から30日以内に提出してください。

【提出書類】

補助金請求書（様式第１０号）

（10）補助金の交付

　　確定した額を指定された金融機関へ振込みます。

（11）交付決定の取消，補助金の返還

次に該当する時は交付決定を取消し，補助金の返還をすることとなります。

○補助金の交付を受けた者が，補助金等の交付の決定の際に付した条件に違反したとき。

○交付の決定の日が属する会計年度の２月末日までに実績報告書の提出がないとき。

○竹原市特定空家等及び不良空き家除却支援事業補助金交付要綱第14条の規定による審査を正当な理由なく協力を拒んだとき。

４　その他注意事項

この補助事業を受けて除却工事を行った所有者又は施工者については，市による空き家の啓発等の協力を依頼することがあります。

（申請手続き～補助金交付までの流れ）

竹原市

申請者

非該当

①特定空家

⑫補助金交付額の決定

⑬補助金確定通知書の受取

【様式第9号】

③交付申請書の提出

【様式第3号】と添付書類

⑤補助金交付決定

⑥交付決定通知書の受取

【様式第4号】

④書類審査

④-1書類審査・現地確認

⑤-1補助金変更交付決定

⑦工事着手

⑥-1変更交付決定

通知書の受取

【様式第6号】

③-1変更承認申請書の提出

【様式第5号】と添付書類

⑪書類審査・現地確認

⑩実績報告書の提出

【様式第8号】と添付書類

⑨業者へ工事代金支払い

⑧工事完了

⑮補助金の交付

【指定金融機関へ振込】

⑭補助金請求書の提出

【様式第10号】

②-1不良空き家の事前調査

②不良空き家事前調査申込の提出

【様式第1号】と添付書類

該当

不良空き家に該当

②-2結果報告

【受付窓口】

竹原市役所：都市整備課住宅建築係（２階）

【お問い合わせ先】

〒725-8666

竹原市中央五丁目１番３５号

竹原市建設部都市整備課住宅建築係

℡0846-22-7749